

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和2年12月16日

支出負担行為担当官

気象研究所長 土井 恵治

1 当該招請の主旨

本業務は、低温実験施設において運用中の氷晶核測定装置の改修を行うものであるが、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な技術を有する法人（以下、「特定公益法人等」という）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 氷晶核測定装置改修
- (2) 業務内容 氷晶核測定装置に連結する PCVI 装置の冷却機構付加
- (3) 履行期限 令和3年3月31日

3 業務目的

本業務は、平成20年度に整備された氷晶核測定装置のシリンダー底部に PCVI 装置を連結し、氷晶に活性化した粒子を昇華損失の影響を避けて捕集したのち電子顕微鏡で分析することにより、活性化したエアロゾルの化学種や形状等を同定することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和元・2・3年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

氷晶核測定装置が、氷晶発生を測る実験装置であること、低温下における気象現象を解明するための実験に使用されることを理解し、本業務に係る作業を除き、低温実験施設の運用に支障を与えない技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本装置の性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような運転及び点検整備作業を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当所の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について、必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

また、本業務作業期間中、改修作業に起因する実験装置の不具合が発生した場合は、受注者の責任において無償で改修を行うこと。

(6) 業務実績に関する要件

常温から -40°C までの冷却性能を有し、温度制御可能な環境試験室の製造実績があること。エア流量制御可能であり、気密性のある計測装置の設計製造実績があること。

(7) その他必要と認める要件

本装置の改修に必要となる機器の取扱い操作を熟知しており、また総合動作確認試験においては本装置用に制作した制御ソフトウェアを改変する権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続き等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒 305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所総務部会計課用度係長 綿井 正典

電話 029-853-8565 FAX 029-853-8571

② 技術力等に関する要件について

〒 305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所気象予報研究部第五研究室 折笠 成宏

電話 029-853-8699 FAX 029-855-6936

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年12月16日から令和3年1月13日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年1月14日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

② 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ

③ 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

④ 4(1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

⑤ 詳細は説明書による。